

経営改革の機運醸成に向けた広島空港①スクエア会員規約

(適用範囲)

第1条 本規約は、広島空港の経営改革に向けた機運醸成を図ることを目的として広島県が運営する「経営改革の機運醸成に向けた広島空港①スクエア（情報広場）」（以下「本会」という。）に関して、必要な事項を定めます。

(会員資格等)

第2条 会員とは、本会の目的に賛同する次の者としします。

- (1) 広島空港の運営事業への参加等に関心のある企業等
- (2) 空港関連の様々なビジネス展開に関心のある企業等
- (3) 広島空港の活性化を応援する企業等

2 新たに会員として登録を希望する者（以下「新規登録希望者」という。）は、広島県のホームページから所定の手続きを行うこととします。

3 会員は、会員登録をした時点で、本規約の内容を承諾したものとします。

(会員への情報提供)

第3条 広島県は、会員に対して、次の各号に掲げる情報等（以下「情報等」という。）をメール又はその他の方法により配信します。

- (1) 広島空港のトピック及び各種統計情報等
- (2) 会員に対するアンケート等によって得た情報等
- (3) 広島空港の経営改革に関するセミナー等の開催情報等
- (4) その他本会の目的を達するために必要な情報等

(協力事項)

第4条 会員は、本会の目的を達するために広島県が実施するアンケート等又はその他の活動に可能な限り協力するものとします。

(会費)

第5条 入会金及び年会費は無料とします。

(会員情報等の変更)

第6条 会員は会員情報に変更があった場合は、広島県のホームページから所定の手続きを行うこととします。

2 第1項の手続きを行わなかったことにより、会員に不利益が生じた場合の責任は会員が負うこととします。

(会員資格の喪失事由)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を失うものとします。

- (1) 「退会」の手続きを行ったとき
- (2) 会員資格が取り消されたとき
- (3) 本会を廃止したとき

(退会)

第8条 本会の退会を希望する場合は、広島県のホームページから所定の手続きを行うこととします。

(会員資格の取り消し)

第9条 広島県は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当するときは、会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 広島県又は本会の活動又は運営を故意に妨害したとき
- (2) 広島県若しくは本会の名誉又は信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき
- (3) 会員が本規約に違反するなど、本会が会員として不適格であると判断したとき
- (4) 会員登録等にあたり、虚偽の事実を申告した場合
- (5) 会員が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき
- (6) 会員が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 会員が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (8) 前3号のほか、会員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 会員の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(会員たる地位の譲渡等の禁止)

第10条 会員は、会員としての地位を、いかなる第三者に対しても譲渡、使用許諾、又は担保に供する等の行為はできません。

(免責事項等)

第11条 広島県は、次の各号の事項について、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

- (1) 本会の利用により発生した会員の一切の損害
- (2) 本会の利用による会員同士又は会員と第三者との間で生じた紛議及び損害
- (3) 会員が使用するコンピューター、回線、ソフトウェア等の環境等に基づき生じた損害
- (4) 本会の廃止若しくは休止又は本会の会員に対して広島県が提供する情報等の内容等の変更によって会員が受ける損害

2 会員は、自己の判断と責任において本会を利用（データの送受信等の行為を含む）することとします。

(著作権)

第12条 広島県が本会を通じ、会員に対して発信する情報等に掲載される文字、写真、映像、音声等のすべての著作物、肖像、キャラクター、マーク、その他の情報（以下総称して「コンテンツ」という）に関する一切の権利（所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等）は、広島県もしくは当該権利を有するコンテンツ提供元に帰属します。

2 会員は、コンテンツについて、一切の権利を取得することはないものとし、コンテンツに関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。

3 第三者（広島県以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているコンテンツについては、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

4 本条の規定に違反して問題が発生した場合、会員は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、広島県に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

（個人情報等）

第13条 広島県は、本会の運営にあたり提供を受けた住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるもの（以下「個人情報」という。）については、「広島県個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。

2 広島県は、会員への情報等の配信、広島県からの連絡又はその他本会の目的を達するために必要な活動等のために、会員の個人情報を利用します。

3 本会の運営にあたり、広島県空港振興協議会等の他の団体等と連携して活動などを行う場合は、会員の承諾なく会員の個人情報を当該団体等に漏らすことのないよう、その保護に充分注意を払います。

4 広島県は、会員の個人情報又本会の目的を達成するために会員から収集した情報等について、会員の承諾なく、特定個人を識別することができない方法により統計データとして第三者に開示することがあります。

5 広島県は、会員が本会を退会した後又は当会を廃止した後も、会員個人を特定できない範囲において、広島県の業務のために会員の登録情報又本会の目的を達成するために会員から収集した情報等を利用（第三者への開示を含む）することができるものとします。

6 広島県は、会員の同意がある場合など、個人情報保護条例で定める一定の場合を除き、個人情報の収集目的を越えた利用や外部への提供その他はしません。

（規約の変更）

第14条 広島県は、必要と認めたときに会員への予告なく、本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、広島県のホームページ等で会員に告知するものとします。

（その他）

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は広島県が別に定めることとします。

附 則

この規約は、平成29年4月24日から施行する。